高齢者虐待防止のための指針

国立市地域包括支援センター

１　本指針の趣旨

本指針は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号、以下「基準」という。）第２６条の２第２号に定める、本事業所における虐待の防止のための指針として、基準及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号、以下「法」という。）の規定に基づき、本事業所における高齢者虐待を防止するため、本事業所が講ずべき措置等について定めるものである。

２　高齢者虐待防止対策検討委員会の設置

基準第２６条の２第１号に定める、本事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会として、高齢者虐待防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（１）　委員会の構成

- 委員長は、地域包括ケア推進担当課長とする。
- 委員は、地域包括支援センター係長、地域包括支援センター主査、保健師１名、社会福祉士１名、主任介護支援専門員１名とする。

（２）　委員会の開催

- 委員会は、委員長の招集により年１回以上開催する。
- 虐待または虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した時等は、随時委員会を開催する。

（３）　委員会の審議事項

①　虐待の防止のための指針の整備に関すること
②　虐待の防止のための職員に対する研修に関すること
③　虐待等が発生した場合の対応に関すること
④　虐待の原因の分析と再発の防止のための対策に関すること

（４）　委員会の審議結果の周知

委員会の審議結果は、３で定める研修等を活用して、職員に周知徹底を図る。

３　職員に対する研修の実施

基準第２６条の２第３号及び法第２０条に定める、本事業所における虐待の防止のための職員に対する研修として、以下のとおり実施する。

（１）　研修の実施

・　全職員への研修を年１回以上実施する。
・　新任職員への研修を都度実施する。
・　その他必要な教育・研修を実施する。

（２）　研修の内容

研修の内容は、高齢者虐待に関する基礎的な知識や本指針の内容等とし、詳細は委員会にて決定する。

（３）　記録の保管

研修の実施内容（研修資料）及び出席者の記録は２年間保管する。

４　高齢者虐待防止担当者の設置

基準第２６条の２第４号に定める、２で定める委員会の開催、本指針の整備及び３で定める研修の実施を適切に実施するための担当者として、高齢者虐待防止担当者（以下、「担当者」という。）を設置する。

（１）　担当者

担当者は、地域包括ケア推進担当課長とする。

５　虐待等が発生した場合の対応

（１）　職員が、本事業所における虐待等を発見した場合は、速やかに市に通報するとともに、担当者に報告する。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に報告する。

（２）　職員が、利用者やその家族等から虐待等の連絡を受けた場合は、担当者に報告する。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に報告する。

（３）　緊急性が高い事案の場合は、市や警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の生命または身体の安全の確保を最優先する。

（４）　(１)または(２)により職員から報告を受けた者は、速やかに市に報告する。

（５）　虐待等が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、虐待者が職員であった場合は、厳正に対処する。

（６）　(５)の結果は利用者やその家族等に報告する。

（７）　虐待の対応が終結した後は、委員会にて虐待の原因を分析するとともに、再発の防止のための対策を検討する。

（８）　事業所における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努める。

６　虐待等に係る苦情の処理の体制

（１）　虐待等に係る苦情相談を受け付けた者は、その内容を地域包括ケア推進担当課長に報告する。

（２）（１)で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

（３）（２)の対応の結果は相談者にも報告する。

７　成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な地域福祉権利擁護事業等の情報を提供するとともに、必要に応じて、社会福祉協議会等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

８　本指針の公表

職員、利用者及びその家族並びにその他の関係者が本指針を閲覧できるよう、本指針を事務室に備え付けるとともに、ホームページにも公開する。

９　その他の本事業所における虐待の防止のための措置

事業所における虐待の原因には、職員への教育不足や職員のストレスの増加が考えられることから、職員が３で定める研修のほか、外部研修にも積極的に参加することができるよう、便宜を図るとともに、職員がストレスを抱え込まないような環境づくりに努める。

付　則

この指針は、令和６年４月１日より施行する。